

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第24回定例会 報告

- テーマ：S E Aにおける生物多様性地域戦略活用の展望
- 話題提供者：株式会社地域環境計画 彦坂 洋信 氏
- コーディネータ：株式会社オオバ 田中 亨 氏
- 日時：平成 26 年 2 月 21 日（金）18:30～20:00
- 場所：東京都市大学 渋谷サテライトクラス
- 概要：

生物多様性地域戦略（以下、地域戦略）は、国が定める生物多様性国家戦略を都道府県や市町村といったローカルなレベルに落とし込んだものであり、生物多様性基本法によって自治体の努力義務の計画として定められている。本定例会では、実務として多数の地域戦略を策定してこられた株式会社地域環境計画の彦坂洋信氏より「S E Aにおける地域戦略活用の展望」について、事例を取り上げて話題提供をいただいた。

地域戦略は、2013年7月時点で都道府県では24、市町村では29の団体が策定している（出展：ICLEI-持続可能性を目指す自治体協議会-HP）。都道府県では半数以上が策定しているが、市町村で策定されているのは全体の約3%にとどまっており、今後さらなる策定が望まれる。また、地域戦略の大きな特徴は「多様な主体の協力によって、生態系保全の観点からまちづくりを行う」ことにある。

本定例会では、彦坂氏より、地域戦略のS E Aへの活用の展望として、戦略に記載される「地域の生態系に関する情報」の活用方法が提案された。「地域の生態系に関する情報」とは、自然環境保全基礎調査等の既存資料よりも詳細な、地域の生物学的な重要箇所が記載された地図（分布図）のことであり、配慮書のガイドラインで示される「既存資料を使った影響評価」に有効に活用できるとのこと。定例会では、事例として、兵庫県神戸市の「生物多様性マップ」や北海道黒松内町の「生物多様性土地利用構想」等を取り上げ、地域戦略の地図が保安林や鳥獣保護区といった既存情報よりも詳細な地域の重要ポイントを示していることをご紹介いただいた。なお、地域戦略の活用にあたっての課題として、①全ての自治体で「地域の生態系に関する情報」が地図として作成されていないこと、②自治体間で精度が異なることの2点が挙げられた。

意見交換では、既存の緑のマスタープランとの違いは何か、戦略の実現に向けたエンジンはどのようなものがあるか、地域の重要な環境とはどのような根拠で選定されるのか、ポテンシャルの分布等は配慮書で有効に活用できるであろう、事業者が地域戦略に配慮する仕組みが必要であろう、といった質問や意見が出され活発な議論が行われた。

地域戦略は、地域における生物多様性保全の旗振りとなるべき計画であるが、本定例会でご提案いただいたようにS E A等の生態系に配慮した事業での活用や、民間や市民レベルでの生態系保全など、受取り手によっての様々な活用できることが示唆された。また、本定例会では生物多様性情報のマッピングの重要性を再認識した。地域戦略以外にも、生物多様性情報のマッピングについては様々な研究が行われているが、これらの成果を活用したより実効性の高いS E Aや生物多様性オフセット、生態系保全が進んでいくことが望まれる。

（レポーター：大日本コンサルタント株式会社 新井聖司）